

千葉県小深保育所の建替え・民間移管に係る 新設保育園の整備・運営法人募集要項

令和3年2月

千葉県 こども未来局 こども未来部
幼保支援課・幼保運営課

目次

はじめに.....	2
1 小深保育所及び新設保育園の概要	2
2 主なスケジュール	2
3 応募資格.....	3
4 土地・建物等の条件.....	3
5 施設整備の条件	4
6 運営内容の条件	5
7 申請手続き等について	6
8 選考について.....	8
9 引継ぎ・共同保育等について.....	9
10 三者協議会について	10
11 非常勤職員の雇用について.....	10
12 覚書の締結について	10
13 施設整備費について	10
14 職員の確保状況確認について	11
15 その他.....	11

はじめに

千葉市では、「公立保育所の施設改善に関する基本方針」に基づき、令和2年7月に「小深保育所改築整備計画」を策定しました。

これに基づき千葉市小深保育所（以下「小深保育所」という。）の建替え・民間移管を実施するに際し、新設保育園の整備・運営を行う法人（以下「整備・運営法人」という。）を募集します。

応募する方は、本要項、添付資料、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日条例第86号。以下「条例」という。）、千葉市私立保育所設置認可要綱（以下「認可要綱」という。）等の関係規定を熟読の上、申請書類を提出してください。

なお、本要項における新設保育園については、小深保育所における保育運営を引き継ぐことを原則とします。

1 小深保育所及び新設保育園の概要

(1) 所在地 千葉市稲毛区小深町261-7

(2) 定員及び実施事業

施設名称	小深保育所	新設保育園（建替え後）
定員	80人（0～5歳）	80人（0～5歳）
実施事業	延長保育（19時まで）、障害児保育、産休明け保育、地域活動	延長保育（20時まで）、障害児保育、産休明け保育、地域活動

※ 定員の内訳については、持ち上がり可能な設定とし、現在の入所児童数や地域の入所待ち児童数を踏まえ、かつ民間移管前に入所している児童が継続して入所できるように考慮すること。

※ 設定された定員までの児童の入所を約束するものではありません。

※ 施設に余裕がある場合、定員の弾力化による受入れを行っていただくことがあります。

※ 年齢別の認可定員を超えて受入を依頼した場合は、出来る限り協力すること。

(3) 用地の詳細については、別添1をご覧ください。

2 主なスケジュール（予定）※日程は都合等により、変更となる場合があります。

令和3年 2月25日	整備・運営法人募集開始
令和3年 5月21日	整備・運営法人募集締切り
令和3年 7月	整備・運営法人決定
令和3年 8月以降	三者協議会開催（以降、2～3か月に1回開催）
令和4年 4月	引継ぎ・共同保育開始
	新設保育園建設工事開始
令和5年 3月	新設保育園完成
令和5年 4月	新設保育園開園 （令和6年3月までアフターフォロー実施）

3 応募資格

以下の要件を満たすこと。

- (1) 社会福祉法人又は学校法人として申請時に既に認可されていること。
- (2) 令和3年5月1日時点で、認可保育所、幼稚園又は認定こども園（地方裁量型は除く。）の運営実績が3年以上あること。（運営開始後に社会福祉法人等の認可を受けた場合は、当該法人認可前の実績も含む。）
- (3) 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと。（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業も含む。）
- (4) 保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (5) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (6) 千葉市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (7) 本要項に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、国の通知通達、条例、認可要綱等の関係規定及び千葉市の指導を遵守できること。
- (8) 施設運営所要額及び施設整備所要額を自己資金、贈与金等市の指定する財源で保有していること。ただし、施設整備所要額については、借入金にすることもできることとする。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - エ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）の制限又は規制に違反している者
 - オ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者
 - カ 本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
 - キ 千葉市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

4 土地・建物等の条件

(1) 保育所用地

市は整備・運営法人に対して、千葉市公有財産規則（昭和40年4月1日規則第11号）に基づき用地を有償で貸し付ける。

申請者は、民間移管項目の審査を受けるため、新設保育園の整備事業の申請と併せて、「民間移管事業用地貸付等審査申込書」を提出してください。

民間移管項目の審査結果により民間移管事業者候補として選定されなかった場合は、貸付けを行うことができないため、整備・運営法人として決定されません。

(2) 建物

整備・運営法人が上記(1)の保育所用地に園舎を新設し所有することとし、平屋又は2階建てとして地階は設けないこと。

(3) 備品

原則として整備・運営法人が新たに用意することとするが、市と協議の上、現在使用しているものについて無償譲渡を受けることも可能。

5 施設整備の条件

(1) 施設整備の基準

条例等の基準(別添2参照)を満たすとともに、次の事項についても厳守すること。

ア 室内空気中の市の指定する項目の化学物質濃度が、厚生労働省の示す指針値(室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について(平成14年2月7日医薬発第0207002号))未満であること。(検体数は問わないが、対象にはホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、パラジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼンを含む調査とすること。)

※ 整備・運営法人として決定され、保育所整備を行った後の設置認可申請時(令和5年3月予定)に内容を証明する書類を提出して頂きます。

イ 工事請負・備品購入等の契約は、関係法令・通知を遵守するとともに、千葉市の契約規則等を踏まえ、市の指定する方法によること。

- ・ 原則として、入札に参加できる者は、千葉市入札参加資格者名簿に登載されている市内業者及び準市内業者とする。
- ・ 入札は、申請者及び申請者と資本若しくは人事面において関連があるものは参加できないものとする。また、第一回目の入札は、前者に加え、本工事に係る設計業務等の受託者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものも参加できないものとする。

ウ 工事請負・備品購入等の入札等は、補助金交付決定後、千葉市の指導のもと、行うこと。

エ 条例、児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法等を遵守し、特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。また、保育室等を2階に設置する場合の要件については十分留意すること(別添6参照)。

オ 千葉市所轄消防署に対して必要な届出を行うこと。

カ 敷地境界や施設出入口には、不審者の侵入防止等のための措置を講じること。

(2) 遊戯室について

保育室と別に遊戯室を設けることとし、児童の活動に支障のない、十分な広さと設備を確保すること。

(3) 屋外遊戯場について

2歳以上児1人につき3.3㎡以上の専用の屋外遊戯場を設け、砂場及び園庭遊具を設置すること。そのほか植栽を設けるなど、充実した保育環境となるような提案を行うこと。

なお、設置する遊具については、現在の小深保育所に設置されている遊具をベースとした提案とし、三者協議会(市、小深保育所の保護者及び整備・運営法人の三者で構成する協議会)等における保護者意見・要望等を尊重し、柔軟に対応すること。

(4) 調理室

- ア 安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。
- イ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日衛食第85号別添）を参考にすること、検食を保存すること等、千葉市の定める「保育所栄養士ハンドブック」の内容に基づき調理を行うこと。
- ウ 調理室で調理を行うこと。

(5) 駐車場及び駐輪場

- 駐車場及び駐輪場を設置すること。台数等については、定員・周辺の状況等を考慮した提案とし、安全な進入路の確保に努めること。
- また、三者協議会等における保護者意見・要望等を尊重し、柔軟に対応すること。

(6) その他

- ア 三者協議会による協議で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。
- イ 地元町内会等と必要な協議、調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、整備・運営法人の責任において、誠意を持って対応すること。
- ウ 以下の整備内容を取り入れること。
 - ・ 各保育室内に手洗いを設置すること。
 - ・ 大人用とは別に児童専用のトイレ（児童用のサイズのもの）を設けること。
 - ・ 調乳及び沐浴の設備を、それぞれ保育室と別の区画に設けること。
 - ・ 事務室内に医務スペースを併設する場合は、ロールカーテンで仕切るなど、衛生面や子どもの静養環境などに配慮すること。
 - ・ 保育室内の照明器具や窓ガラス等について、飛散防止処理を施すこと。
 - ・ 各保育室からの2方向の避難経路を確保すること。
 - ・ 児童、保護者及び職員の動線に配慮した設計とすること。
 - ・ 児童の年齢及び人数について、弾力的な受入れが可能な仕様とすること。その他、指つめ防止、落下・転落防止策、建具などの面取り、転倒・感電防止処理、階段などの安全対策、飛び出しや不審者侵入対策などのほか保育所保育指針に則った保育を実施できる環境を整備すること。
- エ 上記のほか、現施設が備える部屋や設備については、原則として同等以上のものを整備すること。
- オ 令和5年4月1日の運営開始に向けた準備期間を十分設けるため、令和5年2月末日までに園舎を完成させ、同年3月10日までに市の完了検査を受けること。また、建設工事の進捗状況については保護者、近隣住民等に周知するとともに、定期的に市に報告を行うこと。
なお、運営開始前には安全確認を十分に行うこと。

6 運営内容の条件

- (1) 整備・運営法人が、直接、新設保育園を管理し運営すること。
- (2) 児童福祉法、条例、認可要綱、保育所保育指針、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 整備・運営法人は、法人としての保育の考え方、法人既存園での保育及び今後実施していく保育等について保護者に対し十分な説明をすること。
- (4) 現在の小深保育所における保育運営（年間行事、地域とのかかわり、保護者の費用負担等）を引き継ぐため、別添3の運営条件に沿った運営を実施すること。

7 申請手続き等について

(1) 申請手続き

ア 受付場所

郵便番号：260-8722

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課制度推進班

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階

電話番号：043-245-5977

イ 受付期間

令和3年5月17日（月）～5月21日（金）

（土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時45分まで受付）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り郵送により申請をしてください。なお、未着や遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

申請書の持参を希望される場合は、あらかじめ電話で日時を予約の上、お越しください。予約がない場合は、対応できない可能性があります。

ウ 申請書類

別添4のとおり

(2) 事前相談・質問等

ア 事前相談

随時受付を行っております。途中段階でも構いませんので、なるべくお早目に御相談ください（要電話予約）。なお、以下の期日までに事前相談を行わない場合は、原則として申請を受け付けません。

(ア) 事前相談①：建物の概要がわかる図面等をお持ちください。

令和3年4月23日（金）まで

(イ) 事前相談②：申請書一式を作成し、内容について確認

令和3年5月14日（金）まで

※【参考】

過去の申請までの相談回数 3～5回程度（記入誤り等により、申請書の修正が必要な場合、事前相談②の期間中に修正を行っていただきます。修正期間確保のためにも、少なくとも5月7日（金）までには申請書一式を一度お持ちいただくようお願いいたします。）

※ 軽微な相談・問い合わせにつきましては、原則電話、電子メール等により行うこととします。ただし、必要に応じて来庁をお願いすることもあります。

イ 質問

質問については、質問票（別添12）を使用し、5月7日（金）までに提出してください。回答については、随時行います。また、幼保支援課ホームページにて随時質問と回答を公表します（質問者の氏名等の公表は行いません。）ので、最新の質問と回答をご確認のうえご質問ください。

(3) 応募スケジュール ※都合により、日程等を変更する場合があります。

ア 募集説明会 令和3年2月25日（木）

イ 事前相談① 令和3年2月25日（木）から4月23日（金）まで

ウ 事前相談② 令和3年4月26日（月）から5月14日（金）まで

エ 申請書提出期間 令和3年5月17日（月）から5月21日（金）まで

（土・日・祝日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時45分まで受付）

オ ヒアリング等 令和3年6月から令和3年7月予定

カ 審査結果通知 令和3年7月予定

キ 新設保育園開園 令和5年4月

(4) ヒアリング等

提案書に沿い、ヒアリングを2回程度実施します。ヒアリングの日時は指定させていただきますのでご了承願います。実施に当たっては、施設長予定者、主任保育士予定者及び原則として法人代表者が出席してください。

なお、施設長予定者及び主任保育士予定者の適格性等を含めて選考を行いますので、申請書提出後に施設長及び主任保育士を変更することは原則として認めません。やむを得ず変更する場合は、再度ヒアリングを行います。その結果によっては整備・運営法人としての決定を取り消すことがあります。

(5) その他

ア 申請書類の提出方法は、郵送を基本とします。なお、未着や遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

イ 提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

ウ 法人の本部及び現在運営している施設等の現地確認を行う場合があります。

エ 本申請に係る一切の経費は、応募者の負担とします。

また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開園前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。

オ 審査結果等の問い合わせはご遠慮ください。

カ 提出された申請書類の中で、不開示を希望する情報がある場合は、当該情報及び不開示を希望する理由を記載した文書を提出してください。ただし、不開示を希望した場合であっても、開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）に基づき、千葉県として客観的に判断し決定します。

キ 市に提出された申請書等は、返却いたしません。

ク 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

(ア) 申請書等が提出期限に遅れて提出された場合

(イ) 申請書等が本要項に記載の要求基準を満たさない場合

(ウ) 提案内容に実現性がない場合

(エ) 申請書等に虚偽の記載があった場合

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(カ) その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

ケ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受けてください。

コ その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがあります。

サ 審査結果通知により整備・運営法人として決定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規定に基づいた保育所整備を行えなかった場合、整備・運営法人としての地位を取り消す場合があります。

シ 保育所の整備・運営を行うに当たり、千葉県保健所（調理室関係）及び千葉県消防局（防火設備関係）との相談を行ってください。

8 選考について

(1) 選考基準

【基本項目】

運営主体の適格性	経済的基礎があること
	経営者が社会的信望を有すること
	実務担当役員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること
	欠格事由に該当しないこと
職員配置の適切性	研修の機会を確保していること
	必要な職員数を配置していること
	職員の労働条件、給与に対する考え方が適切であること
運営・管理の適切性	利用者の人権に配慮し、人格を尊重した運営を行えること
	保育の内容について、保育所保育指針に従うこと
	保護者と密接な連絡をとること
	個人情報保護について対策が講じられていること
	苦情対応のための仕組みが整えられていること
施設・整備の適切性	児童が心身ともに健やかに育成できる環境であること
	施設基準に適合していること
	必要な設備を設けていること
	保健衛生及び危害防止が考慮されていること

【加点項目】

その他必要と認める事項	運営の質
	施設的环境

【民間移管項目】

施設長の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の施設長の経験があるか。 ・認可保育所における勤務経験が10年以上（保育士資格を有する場合は、経験年数の一部に幼稚園又は認定こども園での経験を含むことができる。）あるか。 ・専任化する提案となっているか。
主任保育士の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士資格を有し、認可保育所又は認定こども園において、3歳未満児の担任経験を含み、十分な勤務経験を有しているか。 ・専任化する提案となっているか。
職員配置計画	新設保育園の保育士の配置は、法人既存園からの転籍者を含めた提案となっているか。
実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育を実施することとし、かつ、20時までとする提案となっているか。 ・障害児保育及び産休明け保育を実施する提案となっているか。
現在の保育所運営の引継ぎ	<p>行事、地域活動が現在の保育所で行われているものを引き継ぐ提案となっているか。</p> <p>また、移管後3年間、引き継ぐ提案となっているか。</p>
園庭の充実	砂場及び園庭遊具を設置する提案となっているか。

駐車場・駐輪場の整備	駐車場及び駐輪場を設置する提案となっているか。
保護者との関係性構築	保護者に対し必要な説明や協議を十分に行っていく提案となっているか。

(2) 選考方法について

- ① 市は、整備・運営法人について、まず民間移管項目を審査します。
- ② 民間移管項目の審査の結果、民間移管事業者候補に選定された場合は、千葉市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、答申を受けて整備・運営法人を決定します。
審議会において、「不適」との答申があった場合には、整備・運営法人として決定されない場合があります。

9 引継ぎ・共同保育等について

(1) 目的

- ・ 個々の児童の状況やクラス運営の状況等を把握すること
- ・ 行事のねらいや内容を理解し、積極的に関わること
- ・ 一日の保育の流れを把握すること

(2) 引継ぎについて

- ア 期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- イ 内容 施設長予定者及び主任保育士予定者が引継ぎを行い、また、年間を通じて行事等に参加することにより、保育の状況を把握する。

(3) 共同保育について

- ア 期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- イ 内容 各クラス担任保育士予定者が小深保育所で市職員と共同で保育にあたることにより、円滑な移行に努める。
- ウ 頻度 原則週5日
- エ 条件
- (ア) 共同保育従事者は、共同保育開始時点で保育士資格を有すること。
- (イ) 共同保育従事者の半数以上が、正規職員であること。
- (ウ) 共同保育従事者は、原則として共同保育の際に担当したクラスの児童を新設保育園開園後も引き続き担当すること。

(4) アフターフォローについて

- ア 期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- イ 内容 新設保育園の開園後1年間、旧小深保育所所長又は主任保育士が月1回程度、新設保育園を訪問し、園の状況を確認のうえ必要に応じてアドバイスを実施する。
また、新設保育園の開園後2か月間、旧小深保育所で働いていた市保育士が週1回程度、新設保育園を訪問し、園の状況を確認のうえ必要に応じてアドバイスを実施する。

(5) 引継ぎ・共同保育に要する経費について

市が予算の範囲内で従事した者の人件費相当額を支払う。

(6) その他

- ア 引継ぎ・共同保育等の目的を十分に理解し、確実に実施すること。
- イ 引継ぎ・共同保育は、市が作成した計画を基に実施すること。(別添7参照)
また、小深保育所職員と十分な連携を取って実施すること。
- ウ 引継ぎ・共同保育は、小深保育所所長の指導・指示に従い実施すること。
なお、共同保育従事者の身分等については、別途協定書を締結する。
- エ 新設保育園職員及び共同保育従事者は、法人既存園からの転籍者を含めた配置とすること。
- オ 栄養士・調理員等の業務についても、新設保育園の開園までに確実に引継ぎを行うこと。

10 三者協議会について

- (1) 整備・運営法人決定後、市・小深保育所保護者・整備・運営法人で構成する三者協議会を定期的に開催し、移管後の保育内容等について、話し合いを行うこと。(詳細は別添8を参照)。
- (2) 移管後についても一定期間、三者協議会を継続すること。
- (3) 三者協議会で出された意見・要望等については、誠意を持って対応すること。
- (4) 三者協議会における合意事項等の協議事項については、毎回、前回分をまとめて保護者に書面にて示すこと。
- (5) 協議内容は、三者協議会設置以後に入所した児童の保護者に対しても、適切に情報提供すること。
- (6) 移管前最終回において、それまでの協議会において協議決定した事項についてまとめて保護者に書面にて示すこと。

11 非常勤職員(会計年度任用職員)の雇用について

民間移管前の小深保育所に勤務している非常勤職員が新設保育園での勤務を希望する場合は、雇用について最大限配慮するとともに、できるだけ多くの非常勤職員が新設保育園での勤務を希望するよう配慮すること。

12 覚書の締結について

整備・運営法人は、新設保育園の整備及び民間移管後の運営内容等について市と覚書を締結すること。(別添9及び10参照)

13 施設整備費について

- (1) 整備・運営法人は、適用可能な公的補助を受け、無理のない資金計画により、施設整備事業を実施すること。なお、資金計画は、国庫補助制度の改正や建築単価の高騰等に対応できるような柔軟性を持たせること。
- (2) 施設整備に係る補助金は、別添5及び様式第10号記載例を参照
 - ※ 別添5及び様式第10号記載の補助金額の算定方法は、令和3年2月現在のものであり、国の保育所等整備交付金の制度改正等により補助制度が変更となる場合があります。
 - ※ 補助制度については、千葉市の予算成立状況で交付の可否が決定されるもの

であるため、補助金額等は変更となる場合があります。

1 4 職員の確保状況確認について

- (1) 新設保育園に配置する職員の採用状況を確認するため、採用状況について令和4年4月、9月、12月及び令和5年2月に市に報告すること。
- (2) 新設保育園開園後の職員の勤務シフト想定を確認するため、令和5年2月19日までに4月からの想定勤務シフト表を、同年3月15日までに4月の確定した勤務シフト表を市に提出すること。

1 5 その他

- (1) 本要項の記載内容については、国及び千葉市の制度改正に伴い変更する場合があります。
- (2) 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、市と協議し定めることとします。
- (3) 保育所の設置認可後に、千葉市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従うこと。
- (4) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。
- (5) 小深保育所への連絡、訪問等は通常の保育に影響を与えるおそれがありますので、ご遠慮ください。
- (6) 審査結果通知により整備・運営法人として決定された場合であっても、その後、民間移管項目、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定している設置認可基準及び関係法令に反していると市が判断した場合は、整備・運営法人としての地位を取り消す場合があります。

問い合わせ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階

千葉市こども未来局こども未来部幼保支援課

電話 043-245-5323 (建替え・民間移管に関すること：建替班)

043-245-5977 (申請・審査に関すること：制度推進班)

FAX 043-245-5629

Eメール shien.CFC@city.chiba.lg.jp